

- 5 . 判例データベースに対する知識構造マップの開発と 国民の法律リテラシーの向上 Legal Information Knowledge Structure Map Development and

キーワード Key Word	科学技術政策、サービスイノベーション、サービスサイエンス、法学 S&T Policies, Service Science and Innovation, Law
--------------------------	--

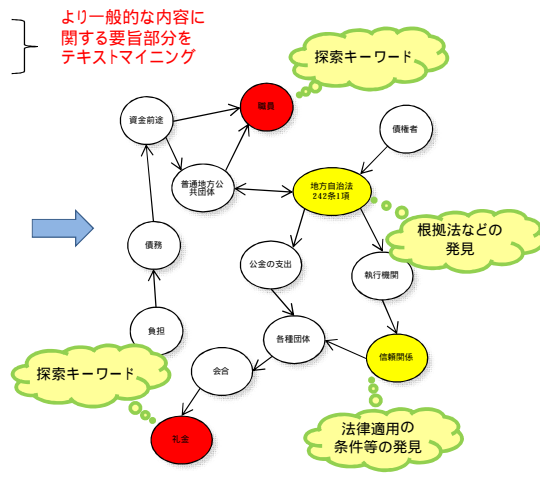
1. 調査の目的

(独)科学技術振興機構社会技術研究開発センターは2009年8月にサービス科学工学の振興に資する研究テーマをメール提案公募というかたちで募集した。当財団では標記テーマで応募し、その後のFSとして深掘調査を受託した。深掘調査では2ヶ月間という短い調査期間でより具体的な研究テーマとするために主に関係者に対するヒアリングを中心にニーズ調査を実施した。

判例データベースのような法律情報に対して知識の構造化と可視化を行うことに対する具体的なニーズ、利用者のイメージ、利用のシーンについて調査を行った。

判例	平成18年12月01日 第一小法廷判決 平成15年(行)10074号 損害賠償請求事件
要旨	資金調達を受けた職員のする普通地方公共団体に債務を負担させる行為及び債権者に対する支払は、住民訴訟の対象となる地方自治法24条1項所定の「公金の支出」に2. 普通地方公共団体の長その他の執行機関が一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的として各種団体等の主催する委員会に別荘に現金を交付するなどの交際をするこ
内容	<p>件名 損害賠償請求事件(最高裁判所平成15年(行)10074号平成18年12月01日第二小法廷判決、確定)</p> <p>原告 株式会社(平成14年(行)10185)</p> <p>被告 本件各上告を棄却する。</p> <p>理由 平成15年(行)第74号事件に関する上告費用は同事件上告人らの負担とし、平成15年(行)第75号事件に関する上告費用は同事件上告人らの負担とする。平成15年(行)第74号上告人の上告受理申立て理由及び平成15年(行)第75号上告人の上告受理申立て理由について</p> <p>1. 原告の違法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。</p> <p>(イ) 第1審被告らの地位</p> <p>平成15年(行)第74号上告人、同第75号被告上告人Y1(以下「第1審被告Y1」という。)は武蔵野市(以下「市」という。)の市長の職にあった者、同Y2(以下「第1審被告Y2」という。)は市の秘書室長の職にあった者である。</p> <p>(ロ) 市における市長等交際費の支出手続</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>この見地に立つて本件をみると、前記事実関係等及び原告の違法に確定したその余の事実関係の下においては、本件支払(ないし)に係る会合への列席及び現金の交付は、上記のことを目的とすると客観的にみることのできるものとはいえないから、市においてその費用を支払うことは許されないこととなる。そのためされた本件支払(ないし)及びその前段としてされた各個別債務負担行為を違法とした原告の判断は、是認することができる。前記引用の各判例は、事実を異し本件に準用できない。第1審被告らの論議も、前記事実関係等及び原告の違法に確定したその余の事実関係の下においては、本件支払(ないし)に係る会合への列席及び現金の交付は、上記のことを目的とすると客観的にみることのできるものとはいえない。また、上記現金が上記会合が歌舞を伴うものであったため市から出席する者の人数等に照した金額を支払ったことされたものであることや、それぞれの金額等の事情を考慮すれば、上記の会合への列席及び現金の交付は、社会通念上厳禁の範囲にとどまるものといえる。したがって、その費用を支払うためされた本件支払(ないし)及びその前段としてされた各個別債務負担行為を違法とはいえないとした原告の判断は、是認することができる。第1審よって、裁判官全員一致の意見で、本文のとおり判決する。</p>
裁判官	中川了次 裁判官 張井雅典 裁判官 津野隆 裁判官 今井 功 裁判官 古田信昭

判例集データ



知識構造マップの作成

判例データベースに対する知識構造マップの作成

2. 調査研究成果概要

- ・調査期間:2009年11月1日~2009年12月31日
- ・関連 URL :<http://www.ristex.jp/examin/others/nexer-pj-result.html>

(1) 調査の内容

a. ニーズ調査

法律情報を扱う関係主体に対してヒアリングを実施した。

- ・実務家:弁護士(日本・米国)、検事(高等検察庁)
- ・法学者
- ・法律情報サービス業者
- ・ローライブラリアン事務所(米国)

b. シーズ調査

情報検索サービスを実装するためのアイデアについてヒアリングを実施した。

c. 検討委員会

研究開発目標と研究開発体制について共同研究提案者間で協議した。

(2) 調査結果

a. 法務及び法情報サービスへの国民のニーズと問題設定

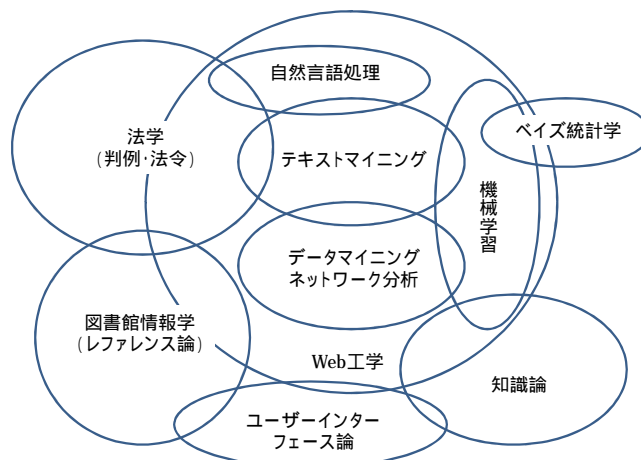
- ・ 無料法律相談窓口の利用者の増加や、企業法務の重要性の高まりなどから、国民の法律情報に対するニーズは確実に存在している。
- ・ 一方で、法学者、実務者(弁護士、検事)等へのヒアリングから、法律に対する知識をそれほど持っていない一般国民が法律情報(判例データ)を直接的に検索し、抽出された結果を利用するというシーンを想定することが難しい点が指摘された。
- ・ 法律(判例)という知識の特殊性、すなわち知識に対する解釈のプロセスや価値が社会的要因によって変化するという特性をもつために、専門的知識を持った法律情報の仲介役が必要である。
- ・ 従来は弁護士や司法書士が担っていた国民と法律情報の仲介の役割を、法務情報に詳しい情報検索のプロが担うサービスモデルを構築する必要がある。
- ・ ローライブラリアン(司法専門司書)の職位の確立とその業務を支援するためのシステム開発を研究提案の骨子とする。
- ・ 社会的インパクトをもたらすように、ローライブラリアンを中心としたサービスモデルの構築を検討する。

b. 判例データベースを利用した知識構造マップのシステム開発要求

- ・ 実務サイドからの判例データベースに対するニーズとしては、検索技術やテキストマイニングの対象に関するものと、得られた検索結果を構造化し、視覚化する際の有用な情報に関するものとに大別される。
- ・ テキストマイニング技術による構造化だけではなく、判例を単位とした引用関係や量刑の分布のような意味を持つデータとの対比が重要である。

c. サービス実現のための学問分野・方法論・技術

- ・ 知識構造マップは、エキスパートシステム等の開発とは異なり、新たな技術を開発するものではなく、既存のソリューションで実現可能なシステムをユーザーの利用目的に応じて組み合わせるものである。
- ・ 判例データベースに対する知識構造マップの開発のためには、さまざまな学問分野や方法論・技術を動員する必要がある。技術的な中心はテキストマイニングやデータマイニング、ネットワーク分析であるが、これらの技術をより実務的なサービスと結びつけるためには、法学、図書館情報学、ユーザー評価を組み入れた機械学習、ユーザー評価の在り方を検討する知識論やユーザーインターフェース論が組み合わせられる



法律情報に対する知識構造マップ開発のための学問分野・方法論・技術